

諮問日：平成29年9月21日（平成29年度（最情）諮問第55号）

答申日：平成30年2月23日（平成29年度（最情）答申第68号）

件名：最高裁判所の正門通行についての規定等の不開示判断に関する件

## 答 申 書

### 第1 委員会の結論

「最高裁判所の正門通行にあたり、『一般人の通行を認めず、弁護士のみ通行を認める』と差別する規定及び関連文書。また、守衛に対してその指示をする関連文書」（以下、併せて「本件開示申出文書」という。）の開示の申出に対し、最高裁判所事務総長が、上記申出に係る文書の全部を不開示とした判断（以下「原判断」という。）は、結論において妥当である。

### 第2 事案の概要

本件は、苦情申出人からの裁判所の保有する司法行政文書の開示に関する事務の取扱要綱（以下「取扱要綱」という。）記第2に定める開示の申出に対し、最高裁判所事務総長が平成29年7月25日付けで原判断を行ったところ、取扱要綱記第11の1に定める苦情が申し出られ、取扱要綱記第11の4に定める諮問がされたものである。

### 第3 苦情申出人の主張の要旨

「正門の通行を一般人には認めず、弁護士のみ通行を認める」とする規定は、憲法14条に反しているので、その理由及び条件を開示すべきである。

### 第4 最高裁判所事務総長の説明の要旨

- 1 最高裁判所では、各門扉に警備員を配し、一般的に公開されている法廷等の部分を除き、許可のない者の入構を禁止している。

原判断において不開示とした文書（以下「本件対象文書」という。）には、最高裁判所に求められている極めて高度なセキュリティを確保するために必要な最高裁判所の各門における入構方法に関する委託警備員の具体的な事務処理や、最高裁判所における警備に対する考え方が記載されており、これらの情報

を公にすると最高裁判所の警備レベルが著しく低下し、最高裁判所の警備事務の適正な遂行に支障を及ぼすこととなるから、本件対象文書に記載された情報は、文書の標題部分やその枚数等を含め、全体として行政機関の保有する情報の公開に関する法律5条6号に規定する不開示情報に相当する。

- 2 苦情申出人は、最高裁判所の規定が憲法14条に反するなど主張する。しかし、本件開示申出については、弁護士と一般人とで異なる対応をしていることに係る文書の開示を求めているものと解した上で、対象文書を特定して、不開示の判断をしたものであり、苦情申出人の主張が原判断の相当性を左右することはない。

## 第5 調査審議の経過

当委員会は、本件諮問について、以下のとおり調査審議を行った。

- ① 平成29年9月21日 諮問の受理
- ② 同日 最高裁判所事務総長から理由説明書を收受
- ③ 同年11月28日 苦情申出人から意見書及び資料を收受
- ④ 同年12月1日 本件対象文書の見分及び審議
- ⑤ 平成30年1月19日 審議

## 第6 委員会の判断の理由

- 1 当委員会庶務を通じて確認したところ、最高裁判所においては、正門から入構しようとする者については、弁護士か否かにかかわらず、用務先等を確認した上で対応しており、弁護士以外の者であるからといって、正門からの入構を禁止してはいないため、苦情申出人が主張するように、正門について、弁護士に限り通行を認め、弁護士以外の者の通行を認めないという運用を記載した文書は保有していない。また、本件対象文書を見分したところ、苦情申出人が主張するように、正門について、弁護士に限り通行を認め、弁護士以外の者の通行を認めないとの運用がされていることの記載はない。

したがって、最高裁判所において、本件開示申出文書に該当する司法行政文

書を保有していないと認められる。

- 2 以上のとおりであるから、本件対象文書の全部を不開示とした原判断については、最高裁判所において本件開示申出文書に該当する司法行政文書を保有していないと認められるから、結論において妥当であると判断した。

情報公開・個人情報保護審査委員会

委 員 長                    高   橋                    滋

委                    員                    久   保                    潔

委                    員                    門   口   正                    人